

令和 7 年度 宇美町地域こどもの生活支援強化事業業務委託

事業者選定審査要領

1 趣旨

この要領は、「令和7年度 宇美町地域こどもの生活支援強化事業業務委託」（以下「本業務」という。）に係る公募型プロポーザルにおける審査に関し、必要な事項を定めるものである。

2 審査の対象

審査の対象は、本業務の企画提案書を提出した者とする。

3 審査をする者

審査をする者は、町長が任命した宇美町地域こどもの生活支援強化事業業務委託事業者選定委員（以下「選定委員」という。）とする。

4 審査の方法

(1) 選定方法

選定方法については、企画提案内容、事業実施方針、実施体制、費用見積書、プレゼンテーション等を総合的に審査し、評価する。

(2) 評価項目

評価項目及び配点については、次のとおりとする。

- (ア) 項目ごとに各選定委員が配点内で採点し、全ての選定委員の得点を平均した得点を評価点とし、最も高い評価点を得た提案書を提案した 1 事業者を選定する。
- (イ) 評価点が最も高い事業者が複数ある場合は、選定委員会による協議の上、決定するものとする。
- (ウ) なお、評価合計点の「最低基準」は 50 点とし、それに満たない事業者は優先交渉権者に選定しないこととする。

評価項目	配点
企画・提案・事業実施方針	10
中高生の居場所の実施	25
小学生の居場所の実施	25
周知広報の工夫・方法	10
実施体制	10
プレゼン	10
価格(見積金額)	10
計	100

- (3) 実施日時
令和7年6月2日（月）
- (4) 実施場所（予定）
〒811-2131 福岡県糟屋郡宇美町貴船二丁目28番1号
宇美町こども教育総合支援センターうみハピネス
1階 多目的ホール
- (5) 実施内容・所要時間
（ア） 企画提案書の要旨及び補足説明（20分以内）
（イ） 質疑応答（20分程度）
- (6) プレゼンテーション出席者数
1事業者当たり、3人以内とする。
- (7) 優先交渉権者の決定
各選定委員が評価項目を採点し、すべての選定委員の得点を平均した得点が最も高い提案者を優先交渉権者とする。
※町長が認める合計得点に達する者がいないときは、優先交渉権者を決定しない場合がある。
- (8) その他
（ア） 説明は、企画提案書に基づいて行うこと。補足資料の配布及び使用は認めない。
（イ） パソコン及びプロジェクターの使用は認める。なお、パソコン以外の機器を町が準備することができる場合もあるので、あらかじめ事務局と打ち合わせること。
（ウ） 本プロポーザルの応募に要する費用は、応募事業者の負担とする。
（エ） 提出書類は、返還しない。
（オ） 審査経過、審査結果、審査方法等に関する質問及び異議申立ては、一切受け付けないものとする。また、選定後に優先交渉権者が不適切と判断された場合は、契約を締結しない場合もある。この場合において、宇美町は損害賠償の責は負わないものとする。

5 問い合わせ先

【事務局】

〒811-2131 福岡県糟屋郡宇美町貴船2丁目28番1号
宇美町こども教育総合支援センターうみハピネス内
宇美町教育委員会 こどもみらい課子育て支援係

TEL : 092-933-0777

FAX : 092-933-0210

E-mail : kodomomirai@town.umi.lg.jp